

証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「財形株投（一般財形30）」、「財形株投（一般財形50）」および「財形株投（年金・住宅財形30）」について、このたび弊社では、運用の効率化を図るため、投資対象とするマザーファンドの1つを入れ替えるべく、以下の通り、証券投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

弊社では、このたびの約款変更について、平成19年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 財形株投（一般財形30）

追加型証券投資信託 財形株投（一般財形50）

追加型証券投資信託 財形株投（年金・住宅財形30）

（以下、「各ファンド」といいます。）

【異議申立に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する異議申立手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎異議申立対象受益者の確定日 : 平成30年1月19日（金）

◎異議申立期間 : 平成30年1月19日（金）から平成30年2月19日（月）まで

◎買取請求期間 : 平成30年2月24日（土）から平成30年3月15日（木）まで

◎約款変更実施日（予定）

新規投資対象マザーファンドの追加 : 平成30年3月20日（火）

既存投資対象マザーファンドの削除 : 平成30年5月2日（水）

【異議申立の判定】

各ファンドそれぞれについて、ご異議の申し出をされた受益者が保有する平成30年1月19日現在の受益権口数の合計が、平成30年1月19日現在における各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成30年2月23日に信託約款変更の届出を行ない、平成30年3月20日付で、新規投資対象マザーファンドの追加を実施いたします。その後、投資対象マザーファンドの入替を行ない、平成30年5月2日付で、既存投資対象マザーファンドの削除を実施いたします。

【異議申立をされた受益者の買取請求手続き】

信託約款の変更を行なうこととなった場合、ご異議の申し出をされた各ファンドの受益者は、保有されている受益権について、平成30年2月24日から平成30年3月15日までの間に、弊社所定の手続きに基づいて受託会社に対し、当ファンドの投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。このときの当該受益権の買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の基準価額）とします。

【変更の理由および内容】

＜投資対象マザーファンドの変更＞

各ファンドが投資対象とするマザーファンドのうち、「財形株式マザーファンド」について、その純資産総額が低迷していることから、投資成果を東証株価指数の動きに連動させることが困難な状況となっております。こうした背景から、弊社では、運用の効率化を図るため、各ファンドにおいて投資対象マザーファンドの1つを入れ替えるべく、以下の約款変更を行なう予定です。

①新規投資対象マザーファンドの追加

平成30年3月20日付で、新規投資対象マザーファンドである「インデックス マザーファンド T O P I X」を追加いたします。新規投資対象マザーファンドは、「財形株式マザーファンド」と同様の運用目標で、その純資産総額が大きいことから東証株価指数への連動性は高まるものと判断しております。

⇒上記の約款変更後、遅滞なく投資対象マザーファンドの入替を行ないます。

②既存投資対象マザーファンドの削除

平成30年5月2日付で、既存投資対象マザーファンドである「財形株式マザーファンド」を削除いたします。

◎ご参考：投資対象マザーファンドに関する変更内容

変更前 ＜現 状＞	証券投資信託 財形株式マザーファンド 証券投資信託 財形公社債マザーファンド
変更後①：入替期間 ＜平成30年3月20日以降＞	証券投資信託 インデックス マザーファンド T O P I X 証券投資信託 財形株式マザーファンド 証券投資信託 財形公社債マザーファンド
変更後②：入替完了後 ＜平成30年5月2日以降＞	証券投資信託 インデックス マザーファンド T O P I X 証券投資信託 財形公社債マザーファンド

以上

平成30年1月19日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社